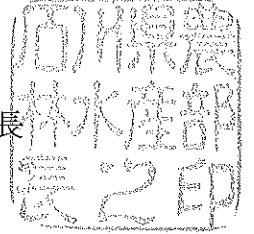


農政第680号
平成30年5月31日

一般社団法人 石川県建設業協会 会長 様

石川県農林水産部長



農林水産部発注工事等に係る歩掛の改定について

このことについて、別紙のとおり本県農林水産部発注工事等に係る歩掛を改定することとしましたので、お知らせします。

(事務担当)
農業政策課 技術管理室
TEL (076)225-1617

農林水産部発注工事等に係る歩掛の改定について

本県の農林水産部発注工事等に係る積算基準等については、国に準拠しているところですが、今般下記のとおり改定します。

1 対象案件

		農業農村整備事業	森林整備保全事業
工事	共通仮設費率 現場管理費率	4月1日改定	4月1日改定
	歩掛	今回(6月1日)改定	—
業務	諸経費率	4月1日改定	4月1日改定
	歩掛	今回(6月1日)改定	—

2 実施日

平成30年6月1日

3 国の参考資料（ホームページアドレス）

農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/>

林野庁：http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html